

第21号 市議会報告

習志野市議会議員
相原 かずゆき

<http://aihara1002.com/>

■発行日:平成28年7月15日



討議資料

こんにちは相原です。習志野市議会第二回定例会も
終り、各議院選挙もはじめて18日以上が投票できる
ことになりましたが、投票には皆様行かれたでしょうか。
今年の習志野市民祭りマラソンは、新庁舎建設の影響で
会場が分散化したの開催となりましたが、来年4月には、
新庁舎も完成し、新たな防災拠点が誕生します。
日本は、自然豊かな国であるとともに、自然と上手に共生しな
ければなりません。この夏に関しては、熱中症にはらなまり
こまめな水分補給を行い、体調管理に十分ご注意ください。
相原和幸

◎第13回「議会報告会」開催のお知らせ◎

2016年

9月4日 日

開催時間 15:00~17:00

テーマ

「地域を守るといふこと」

課題から提案までをわかりやすく解説!

会場: 鷺沼集会所(根神社の下(社務所))

議会報告会を通じ、みんなの声を市政に届け、地域における諸問題を少しでも改善していきたいと考えております。
是非この機会に、ご友人・知人の方をお誘い合わせの上、ご参加いただけますようご案内申し上げます。
★ご要望があれば、出張議会報告会も行います。お気軽に相原携帯までご連絡ください。



■所属会派
■所属委員会

輝く習志野をつくる会

○議会運営委員会 ○文教福祉常任委員会 ○農業委員会

■その他任意団体 議員団(団長)

プロフィール

- 昭和46年10月 誕生 ●習志野市立鷺沼保育 ●習志野市立鷺沼小学校 ●習志野市立第三中学校 ●千葉県立船橋古和釜高等学校 ●東洋大学 経営学部 経営学科 卒業
- 平成22年10月印刷会社 退職 ●平成23年4月習志野市議会議員(初当選) ●平成27年4月習志野市議会議員(2期目当選)
- スポーツ・趣味
- 剣道:地元「剣友会」で小学5年生まで ●書道:小学1年生から中学3年生まで ●バスケットボール:現在も地元で活動中 ●音楽鑑賞:ジャンルを問わず和太鼓演奏なども所属団体
- 習志野市消防団 第三分団 ●習志野市青少年相談員 ●習志野ロータリークラブ

習志野市議会議員 相原和幸 連絡先 〒275-0014 習志野市鷺沼1-11-14 自宅Tel・Fax: 047-453-2918
携帯電話: 090-2478-7979 e-mail: aihara1002@outlook.jp ホームページ <http://aihara1002.com/>

1. 大久保地区公共施設再生事業について

「大久保地区公共施設再生維持管理運営PFI事業」として24年間にわたり消費税を除く限度額67億円とする債務負担行為を含む当初予算を3月議会において賛成多数で可決され、本格的に事業化に向けている作業が進んでいるところだと思うが、いかにこの事業を成功させられるのかが習志野市の将来経営に大きな影響を与えるものと感じる。そこで、大久保地区公共施設再生事業の本年度の取組内容と今後のスケジュールについて伺う。

市の回答 3月末には、本事業をPFI事業として実施する方針であることを示した「実施方針」、及び市が民間事業者を求める施設整備や維持管理運営の水準を定める「要求水準書案」を公表し、4月には、民間事業者に対し現地見学会及び説明会を実施し、「実施方針」及び「要求水準書案」に対する質問を受け付け、回答を行い、5月には民間事業者との対話を行った。5月23日には、民間事業者から提出される提案書等の審査を行う、有識者による習志野市 大久保地区公共施設再生事業 提案審査委員会の第1回会議を開催した。6月末には募集要項等を公表し、9月末には参加表明の受付、10月末には提案書の提出を締切り、その後、年内に提案審査委員会を2回開催し評価基準に基づく採点及び審査を行い、最優秀提案を選定し、優先交渉権者及び次点を決定する。さらに、年明けからは、平成29年3月議会への契約案件の提案に向けて、契約内容の協議を進めていく。

2. 義援金について

4月に発生した熊本地震において被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、私たち習志野市も2011年3月東日本大震災にて被災自治体となり、日本または海外からたくさんの支援を受けた。しかし、会計上、義援金の記載が見当たらない。では、東日本大震災の際に義援金等の収入と支出についてどのような会計手続きを行ったのか伺う。

市の回答 東日本大震災の義援金は、受け皿として二つある。一つ目は、「東日本大震災に係る災害義援金」。これは日本赤十字社等、全国から寄せられた義援金が千葉県に配分され、県災害義援金配分委員会で配分額等が決定されたもので、配分方法は、被災者からの申請に基づき、本市から県に義援金を請求し、被災者へ配分している。二つ目は、「習志野市災害義援金」。「習志野市災害義援金口座」を開設し、寄せられた義援金は、習志野市災害義援金配分委員会で配分基準等を決定し、配分している。いずれの義援金も「保管金」として会計処理している。

3. ふるさと納税について

2008年4月の地方税法の改正によって5月から「ふるさと納税」制度がしている中、習志野市の現在の取り組みと今後の計画について伺う。

現在本市では、ホームページにおいて、寄附金を充当する事業を周知し、3,000円以上寄附していただいた方に対して、御礼状をナラシドクリアファイルに入れてお渡ししているほか、金額に応じて感謝状を贈呈している。

ふるさと納税は、自分のふるさとや応援したい市町村等へ寄附をすると、個人住民税等が軽減される制度である。しかしながら、寄附を募る自治体が様々な返礼品を用意することで、自治体間の返礼品合戦が激化してきており、ゆかりの土地に貢献するという本来のふるさと納税の趣旨が薄れてきているような状況である。

要望 独立(他市在住)した子ども世帯が、再び習志野市に暮らそうと感じる市の政策(経営)を求める。